

草津市公報

発行日 令和3年8月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 14 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（プール整備事業推進室）…………… 2
 草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 2
 草津市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）…………… 3
 草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（教育総務課）…………… 3
 草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（上下水道施設課）…………… 3

◎ 規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（プール整備事業推進室）…………… 3

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課）…………… 4
 公示送達について（税務課）…………… 5
 草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）…………… 6
 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況の公表について（市民課）…………… 6
 草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）…………… 8
 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の理事長変更の届出
 について（生活支援課）…………… 17
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の理事長変更の届出について（生活支援課）…………… 18
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 18
 草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）…………… 18
 草津市自転車安全利用検討部会設置要綱を廃止する要綱（交通政策課）…………… 20
 道路の区域変更について（土木管理課）…………… 20
 道路の供用開始について（土木管理課）…………… 20
 公示送達について（税務課）…………… 20
 公示送達について（税務課）…………… 22
 草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）…………… 22
 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て
 世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課）…………… 22

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 27
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 29

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	32
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	33
道路の位置の指定について（建築課）	36
道路の位置の指定について（建築課）	37

条 例

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第13号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1（仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和3年7月8日揭示済み）

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

草津市税条例の一部を改正する条例
草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「および扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の8第1項第1号イおよびウ中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オおよびカ中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかな

ものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の右に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項各号列記以外の部分中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第2条の5第1項中「および扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条の2第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 固定資産税に係る法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 草津市税条例第34条の8第1項第1号の改正規定および同条例付則第3条の改正規定ならびに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 草津市税条例第24条第2項および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに同条例付則第2条の5第1項の改正規定ならびに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 草津市税条例付則第7条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第34条の8第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の草津市税条例第34条の8第1項第1号に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（令和3年7月8日揭示済み）

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第15号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第45項を次のように改める。

45 削除

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(令和3年7月8日揭示済み)

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第16号

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

草津市学校給食センター設置条例(昭和48年草津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「草津市学校給食センター」を「本市に学校給食センター」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称および位置)

第2条 給食センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草津市学校給食センター	草津市北山田町350番地
草津市第二学校給食センター	草津市集町60番地

第3条中「草津市立小学校」の右に「および中学校」を加える。

第5条の見出しを「(学校給食費)」に改め、同条中「学校長を通じ教育委員会に」を「市長が別に定める方法により」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市学校給食センター設置条例第5条の規定は、草津市立小学校に係る学校給食費については、令和4年3月31日までは、なお従前の例による。

(令和3年7月8日揭示済み)

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第17号

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「133,100人」を「147,300人」に改め、同条第4項第2号中「134,380人」を「144,300人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年7月8日揭示済み)

規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月8日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第55号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1（仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会の項を削る。

別表第2（仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年7月8日揭示済み）

告 示

草津市告示第227号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月2日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 過1期介護保険料督促状

令和3年度 介護保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月9日に送達があったものとみなす。

令和2年度過1期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号

令和3年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中水 龍藏	草津市東草津一丁目6番25号
2	構 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
3	山口 ふぢえ	草津市南笠東二丁目9番4号
4	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
5	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
8	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方
9	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
10	新庄 三次	草津市下笠町1426番地
11	吉田 喜代美	草津市下笠町102番地8
12	松井 久春	草津市新浜町681番地1
13	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
14	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
15	中林 三幸	草津市矢橋町105番地1-506 カーサ・ソラツォ
16	笹下 則雄	草津市矢橋町1956-2 笹下通信工業(株)
17	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
18	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
19	山本 治	草津市青地町961番地2
20	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
21	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
22	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成
23	野村 幸子	草津市新浜町8番地20
24	木村 榮治	草津市追分五丁目3番50号
25	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号
26	堀川 まゆみ	草津市岡本町470番地 Antevorte 505号

(令和3年7月2日掲示済み)

草津市告示第228号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月5日

草津市長 橋川 渉

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

16件

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

1件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月12日に送達があったものとみなす。

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所		
1	中村 亮	滋賀県草津市南笠東四丁目	8番54-203号	フィオーレ・オカダ
2	五十子 裕紀	滋賀県草津市追分南二丁目	15番1-306号	ヴェル・ベルヴィ
3	MUHAMMAD HUSYAM BIN ROSLE	滋賀県草津市橋岡町	30番地2-401	ビレッジハウス橋岡 2号棟
4	築島 寛幸	滋賀県草津市西浩川一丁目	14番12-522号	APEX FLAT. R
5	森田 広	滋賀県草津市野村六丁目	3番11号	
6	一井 孝文	滋賀県草津市上等四丁目	3番29号	センチュリーハイツ木村 1201号
7	岡留 和彦	滋賀県草津市追分一丁目	9番1-207号	リバーサイドカフェA
8	中原 英昭	滋賀県草津市大路一丁目	2番24-101号	ハイツ北中
9	TAMURA ELENICE MIYUKI	滋賀県草津市若竹町	5番10-414号	マイネブルク
10	山戸 勝二	滋賀県草津市青地町	213番地1-206	ディアコート青地II
11	藤原 知也	滋賀県草津市等山三丁目	18番51-202号	E・KハイツII
12	工藤 和雄	滋賀県草津市山寺町	1166番地1-6009	ダイキン山寺住宅
13	AMINA SUHELSANCA ABGZUR FANGHALY	エジプト		
14	OSAMA MUHAMMED YOUSUF ABDELCHITFALEH	エジプト		
15	SALIA MUHAMMAD SALIH FAKHRI MUHAMMAD HAWZUKA	エジプト		
16	LI YINHAO 李 印豪	中国		

令和2年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所		
1	TAMURA ELENICE MIYUKI	滋賀県草津市若竹町	5番10-414号	マイネブルク

(令和3年7月5日揭示済み)

草津市告示第229号

草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月5日

草津市長 橋川 渉

草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱(昭和62年草津市告示第84号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

- | | |
|----------|----------|
| 〔(1) 3歳児 | 〔(1) 2歳児 |
| (2) 4歳児 | (2) 3歳児 |
| (3) 5歳児 | (3) 4歳児 |
| (4) 計 | (4) 5歳児 |
| 」を | (5) 計」に |

改める。

別記様式第4号中

- | | |
|----------|----------|
| 〔(1) 3歳児 | 〔(1) 2歳児 |
| (2) 4歳児 | (2) 3歳児 |
| (3) 5歳児 | (3) 4歳児 |
| (4) 計 | (4) 5歳児 |
| 」を | (5) 計」に |

改める。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年7月5日から施行する。(経過措置)
- 改正後の草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以降の補助金について適用する。
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年7月5日揭示済み)

草津市告示第230号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までであった住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求および第11条の2第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあつては同法第11条第3項の規定により、当該申出にあつては同法第11条の2第12項の規定

により、別紙のとおり公表する。

令和3年7月7日

草津市長 橋川 渉

- (1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
該当なし
- (2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあっては、その名称および代表者または管理者の氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「2020年6月全国放送サービス接触動向調査(テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査)」実施のための対象者抽出 (NIIK放送文化研究所 世論調査部)	令和2年4月14日	北山田町に住む平成25年12月31日生まれまでの日本人男女
株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	令和2年度「旅行・観光消費動向調査」(一般統計調査)対象者抽出のため (国土交通省観光町観光戦略課観光統計調査室)	令和2年6月17日	下寺町・下物町・芦浦町に住む全員
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局の実施する「家計消費状況調査」に伴う対象者の抽出のため (総務省統計局)	令和2年6月18日	野路東4～5丁目、野路1丁目・4丁目～5丁目に住む平成16年4月1日生まれまでの日本人男女

一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「2020年 新聞およびWeb利用に関する総合調査(調査票タイトル:「くらしと情報についてのおたずね」)」実施のための対象者抽出 (朝日新聞社)	令和2年7月16日	野村1丁目に住む平成17年8月31日まで生まれの日本人男女
株式会社RJCリサーチ 代表取締役 守住 邦明	「ギャンブル等依存症実態把握調査」の対象者抽出のため (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)	令和2年8月20日	渋川2丁目に住む昭和21年1月1日～平成14年8月31日生まれの日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「住民意識調査」の対象者抽出 (株式会社時事通信社 大阪支社)	令和2年8月27日	草津町、追分南2丁目に住む平成12年9月30日まで生まれの日本人男女
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「少子化社会に関する国際意識調査」の対象者抽出のため (内閣府子ども・子育て本部)	令和2年9月10日	東草津1～3丁目に住む昭和45年9月30日～平成12年10月1日生まれの日本人男女
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象者抽出のため (内閣府政策統括官 政策調整担当)	令和2年9月24日	野路町、矢橋町に住む平成14年11月2日～令和2年11月1日生まれの日本人男女
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「地域社会の暮らしに関する世論調査」の実施のための対象者抽出 (内閣府大臣官房政府広報室)	令和2年10月6日	南山田町750～1100番地に住む平成14年9月30日まで生まれの日本人男女

一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	総務省統計局 の実施する 「家計消費状 況調査」に伴 う対象者抽出 のため (総務省統計 局)	令和2年 10月8日	南草津1丁目 に住む平成16 年4月1日ま で生まれの日 本人男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2021年3月 東京オリン ピック・パラ リンピックに 関する世論調 査」実施のた めの対象者抽 出 (NHK放送文 化研究所 世 論調査部)	令和2年 12月22日	渋川1丁目に 住む平成13年 12月31日ま で生まれた日 本人の男女
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和2年度消 費者意識基本 調査の対象者 名簿作成のた め (消費者庁)	令和2年 10月22日	岡本町550～ 1539番地に 住む平成17年 10月31日ま で生まれの日 本人男女	山本 喜美子 岡田 明恵	自己所有の家 屋に他人が住 んでおり、契 約内容の確認 および権利行 使の実現のた め	令和2年 12月23日	新浜町992番 地21に住む全 員
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「令和2年度 食育に関する 意識調査」の 実施のための 対象者抽出 (農林水産省 消費・安全 局 消費者行 政・食育課)	令和2年 10月29日	橋岡町に住む 平成12年11 月30日までに 生まれた日 本人男女	一般社団法人 新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	総務省統計局 の実施する 「家計消費状 況調査」に伴 う対象者抽出 のため (総務省統計 局)	令和3年 2月4日	南笠町に住む 平成17年4月 1日までに生 まれた日 本人男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「社会意識に 関する世論調 査(試験調 査)」実施の ための対象者 抽出 (内閣府大臣 官房政府広報 室)	令和2年 10月29日	木川町に住む 平成14年11 月30日までに 生まれた日 本人男女	(令和3年7月7日揭示済み)			
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「健康と暮ら しについての 調査(JGSS- 2021H)」実 施のための 対象者抽出 (大阪商業大 学)	令和2年 11月20日	平井1丁目に 住む昭和6年 1月1日～平 成12年12月 31日生まれ の日 本人男女				
(株)日本リ サーチセン ター 代表取締役 社長 鈴木 稲博	「生活意識に 関するアン ケート調査」 (第85回)の 対象者抽出 のため (日本銀行 情報サービ ス局)	令和2年 11月26日	北山田町、木 川町に住む平 成13年1月3 1日までに生 まれた日 本人男女	草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。 令和3年7月7日 草津市長 橋川 渉			
				草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱			
				草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年草津市告示第214号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の1項を加える。 2 人工内耳用電池の給付に係る申請にあたっては、人工内耳を装用していることを証明する書類を添付			

するものとする。

第8条に次の1項を加える。

3 用具の給付等は、用具の給付等を受けた障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する月の末日までとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 障害者等でなくなったとき。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(排泄管理支援用具および人工内耳用電池の特例)

第10条 福祉事務所長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具および人工内耳用電池の給付については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付する。
- (2) 別表基準額の欄の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具および人工内耳用電池に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付する。
- (3) 給付券は、申請1回につき2枚まで一括交付する。
- (4) 第7条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された金額について行う。

別表を次のように改める。

種目	障害程度	用具特性(性能)	耐用年数	基準額(円)
介護・訓練支援用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 18歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕・脚等の訓練のできる器材を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の常時介護	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗		

	を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (3) 3歳以上の者で、療育手帳Aのもの (4) 3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者	介護者が障害者等の体位を交換さ	5年	15,000

	(1) 原則として学齢児以上の下着交換等に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	せるのに容易に使用し得るもの					上18歳未満の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者				
						自立生活支援用具	入浴補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害6級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000			便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介助を必要とする者	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることのできる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450 手すり 5,400
訓練いす	3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100			T字・棒状のつえ	平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者	歩行を補助するもの	3年	3,580
訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200			移動・移乗支援用具	次の各号のいずれかに該当する者	次に掲げる性能を有する手すり、	8年	60,000

	<p>(1) 3歳以上の家庭内の移動等に介助を必要とする者で、平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの</p> <p>(2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者</p>	<p>スロープ等</p> <p>(1) 障害者等の身体機能の状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>								
頭部保護帽	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者</p> <p>(2) てんかん発作等により頻繁に転倒する者で、療育手帳Aのもの</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	3年	37,852						
特殊便器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 原則として学齢児以上の者で、上肢障害2</p>	<p>足踏ペダルなどで温水温風を出し得るものであって、障害者等を介護している</p>	8年	151,200						
火災警報器		<p>火災発生感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者¹で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳2級以上の者</p> <p>(2) 療育手帳Aの者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者</p>	8年	15,500						
自動消火器		<p>火災発生感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者¹で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳2級</p>	8年	28,700						

	以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者 (4) 難病患者等						る者 ¹ で、聴覚障害2級のもの（日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。）				
緊急通報装置	緊急事態の際に迅速な行動が困難な重度障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、身体障害者手帳2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	1年	年当たり	7,200		透析液加温器	3歳以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う腎臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
電磁調理器	障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 18歳以上の者で、視覚障害2級以上のもの (2) 18歳以上の者で、療育手帳Aのもの (3) 18歳以上の者で、精神障害者保健福祉手帳2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	6年		41,000		ネブライザー（吸入器）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と認める者 ²	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年		7,000		電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できる	10年		87,400						

	(3) その他市長が必要と認める者 ²									
酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) 人工呼吸器の装着が必要な者で、市長が必要と認めるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000		(3) 人工呼吸器の装着が必要な者等で、市長が必要と認めるもの ²				
						神経筋疾患等のため、常時または随時排痰を行う必要がある身体障害者手帳2級以上の者 ²	肺等に貯留した分泌物を効果的に排出でき障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、医療保険等の適用がある場合を除く。	1年 月当たり	25,000	
視覚障害者用音声式体温計	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	9,000	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の者で、音声機能もしくは言語機能障害4級以上または上肢、下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
視覚障害者用体重計	体重管理を必要とする視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	18,000	情報・通信支援用具		原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上または視覚障害2級以上のもの	障害者等向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	6年	100,000
視覚障害者用音声血圧計	血圧管理を必要とする視覚障害2級以上の者（1世帯1台に限る。）	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	15,000	視覚障害者用テレビが聞けるラジオ		視覚障害2級以上の者	地上デジタル放送、ラジオ放送および緊急地震速報を受信し、音声で読み上げる等の機能を有するものである。障害者等が容易に使用し得るもの	6年	29,000
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) 難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500	点字ディスプレイ		視覚障害2級以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字	6年	383,500

		等により示すことのできるもの							
点字器 (標準型)	視覚障害6級以上の者	1行が32マス、18行で両面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	7年	10,712					
点字器 (携帯用)	視覚障害6級以上の者	4行または12行で片面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	5年	7,416					
点字タイプライター	本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100					
視覚障害者用ポータブルレコーダー (録音再生)	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	85,000					
視覚障害者用ポータブルレコーダー (再生専用)	原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	7年	10,712					
視覚障害者用時計 (触読式)	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	10,300					
視覚障害者用時計 (音声式)	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	13,300					
人工内耳用外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害6級以上の者	スピーチプロセッサなどの外部装置で障害者等が容易	5年	300,000					
ダブルレコーダー (再生専用)	原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	99,800					
視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取り、印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000					

		に使用し得るもの（買替え時に限り電池も含む。）					を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの				
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装着しているもの	聴覚障害者または介助者が容易に使用できるもの。ただし、電池と充電電池の併給はできない。	電池 1月 充電電池 1年 充電器 3年	電池 2,800 充電電池 17,600 充電器 28,600			人工喉頭（笛式） 音声機能障害3級の者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4年	8,343	
聴覚障害者用通信装置	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、聴覚障害6級以上のもの (2) 発声・言語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として市長が必要と認めるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	71,000			人工喉頭（電動式） 音声機能障害3級の者	顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203	
							点字図書	点字による情報の入手が必要な視覚障害6級以上の者	点字により作成された図書。年間6タイトルまたは24巻を限度とする。	—	—
						排泄管理支援用具	ストーマ装具（著便袋）	直腸機能または小腸機能障害4級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 8,858
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害6級以上の者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号	6年	88,900			ストーマ装具（著尿袋）	ぼうこう機能障害4級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封	—	月当たり 11,639

		型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの(皮膚保護材等を含む。)				住宅生活動作補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹または移動機能障害3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えは、原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2) 難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000
紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者 (1) ストーマ装具の使用が困難な者 (2) 脳原性運動機能障害等により排尿排便意思表示が困難な者 (3) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 (4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	紙おむつ等	—	月当たり 12,000						
収尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) ぼうこう機能障害4級以上の者 (2) 脊椎損傷等による排尿機能障害(特に失禁のある場合)のある者	ラテックス製またはゴム製のものであり、採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	—	男性用 7,931 女性用 8,755						

備考

- これに準ずる世帯とは、障害者同士の世帯、高齢者と障害者のみの世帯および障害者と健常者の2人世帯で日中は障害者独居となる世帯とする。
- 市長が必要と認めるものについては、日常生活用具医学意見書(別記様式第5号)の提出を要する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。
別記様式第4号中「印」および「㊟」を削る。
別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（別表関係）

日常生活用具医学意見書

氏名		年 月 日生
住所		
障害名及び原因 となった疾病・ 外傷名		申請：年 月 日交付 等級：第 種 級
原傷病名及び現症：		
日常生活用具の名称：		
意見及び効果見込み：		

上記の通り必要と認めます。

年 月 日

草津市福祉事務所長 様

医療機関名
所在地
診療担当科
医師名

付 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年7月7日揭示済み)

草津市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから理事長について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年7月8日

草津市長 橋 川 涉

事業所番号	名称	変更年月日	理事長		住所
			旧	新	
2510601731	若草診療所	令和3年6月1日	立神 恭之	濱辺 方子	滋賀県草津市若草五丁目13-1

(令和3年7月8日揭示済み)

草津市告示第233号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから理事長について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年7月8日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	名称	変更年月日	理事長		住所
			旧	新	
2510601731	若草診療所	令和3年6月1日	立神 恭之	濱辺 方子	滋賀県草津市若草五丁目13-1

(令和3年7月8日揭示済み)

草津市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年7月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションおりづる	草津市矢橋町243番地64	令和3年4月1日

(令和3年7月8日揭示済み)

草津市告示第235号

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月12日

草津市長 橋川 渉

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦健康診査等実施要綱（平成22年草津市告示第267号）の一部を次のように改正する。

別表基本受診（問診および診察、検査計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査、体重、身長）ならびに保健指導）の項中「1回につき3,300円。ただ

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市妊婦健康診査等実施要綱の規定中多胎妊婦に関する部分は、令和3年4月1日以降に妊婦健康診査等を受診する者に適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市妊婦健康診査等実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え、これを使用することができる。

(令和3年7月12日掲示済み)

草津市告示第236号

草津市自転車安全利用検討部会設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月12日

草津市長 橋 川 涉

草津市自転車安全利用検討部会設置要綱を廃止する要綱

草津市自転車安全利用検討部会設置要綱（平成24年草津市告示第243号）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

(令和3年7月12日掲示済み)

草津市告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年7月13日から令和3年7月28日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類別 市道

路線名 1232 草津川跡地線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西大路町字 列草910番5から	変更前	3.9	323.0	
		37.0		
草津市野村三丁目 字川筋37番18まで	変更後	3.9	323.0	
		21.0		

(令和3年7月13日掲示済み)

草津市告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年7月13日から令和3年7月28日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1232 草津川跡地線	草津市西大路町字列草910番5から 草津市野村三丁目字川筋37番18まで	令和3年7月13日	

(令和3年7月13日掲示済み)

草津市告示第239号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不

明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月14日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月21日に送達があったものとみなす。

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書

公示送達

連番	発送先宛名	発送先住所
1	大成開発 株式会社	大阪府大阪市北区西扇町17番地
2	久保田 喜三郎	京都府京都市伏見区向島中島町78番地の15
3	株式会社 セコウ	大阪府大阪市北区天神橋2丁目5番25号
4	栄都開発 株式会社	大阪府大阪市北区未広町17番地
5	山本 初太郎	滋賀県草津市南笠町1443番地1
6	株式会社 アースディ	滋賀県草津市馬場町207番地78
7	川口 留吉	滋賀県草津市大路三丁目3番47号
8	有限会社 東海住建	滋賀県草津市大路二丁目1番41号
9	井上 辰之助	滋賀県草津市下笠町
10	山元 千太郎	滋賀県草津市下笠町
11	若林 多一郎 外21名	滋賀県草津市大路一丁目18番26号
12	長目 光	大阪府大阪市西区九条南4丁目15番6号

12件

(令和3年7月14日掲示済み)